

台風 18 号により被害を受けられた皆様方に
心からお見舞い申し上げます

下館税務署からのお知らせ

1 個人事業者の方の消費税中間申告分の口座振替について

今般の台風により浸水被害を受けた下表の地域（常総市の一部）に納税地を有する個人事業者の方の消費税中間申告分の口座振替（振替日 9 月 29 日（火））については、見合わせることにしました。

2 納税の猶予制度の適用について

今般の台風により被害を受けたことに基づき、一時に納付することが困難と認められる場合には、申請により「納税の猶予制度」を受けることができます。

詳しくは、下記の連絡先へお問い合わせください。

【口座振替を見合わせる地域】（五十音順）

○ 常総市の以下の地区

相野谷町、東町、新井木町、大崎町、沖新田町、小保川、川崎町、小山戸町、新石下、十花町、上蛇町、収納谷、館方、大房、長助町、東野原、豊田、中妻町、中山町、原宿、兵町、福二町、平内、平町、曲田、三坂新田町、三坂町、水海道亀岡町、水海道川又町、水海道高野町、水海道栄町、水海道諏訪町、水海道宝町、水海道天満町、水海道橋本町、水海道淵頭町、水海道本町、水海道元町、水海道森下町、水海道山田町、箕輪町、本石下、本豊田、山口、若宮戸

【連絡先】下 館 税 務 署

管 理 運 営 部 門

電 話 0 2 9 6 - 2 5 - 3 3 9 1（ダイヤルイン）

開庁時間（電話受付時間）

月曜日から金曜日（祝日・休日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。